

湖北地域消防組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和7年2月27日

湖北地域消防組合

監査委員 西岡 末雄

監査委員 礪谷 晃

1. 監査の概要

(1) 監査対象 湖北地域消防組合（消防本部）

(2) 対象期間 令和6年4月1日から令和6年12月31日

(3) 監査内容 令和6年度財務に関する事務執行、経営に係る事業管理

2. 監査実施日 令和7年2月17日（月）

3. 監査の方法 関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存、会計経理の適正、各種事業効果について、関係帳票・証拠書類等を抽出調査するとともに、関係者から説明を求め実施した。

4. 監査の結果 各所管の事務処理及び証拠書類等は的確に整備されている。また予算管理及び予算執行についても、適正に処理されていると認められた。